

平成 26 年度 第 3 回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日時 平成 26 年 11 月 7 日（金）10 時 00 分～11 時 55 分

場所 石狩市役所 2F 201 会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 石狩市子ども・子育て支援事業計画素案について
- 4 その他
 - (1) 事務局より事務連絡
- 5 閉会

出席者

委員

坪田 清美	○	大久保 篤	×	高根 綾子	×
青木 貞康	○	近藤 宏	○	米倉 清隆	○
三浦 ひとみ	○	藤原 市子	○	木脇 奈智子	×
河岸 由里子	×	岩尾 美映	○	納谷 真智子	○

事務局

保健福祉部	部長 沢田茂明
保健福祉部子育て支援課	課長 池田幸夫、主査 大西泰斗、主任 山本健太
保健福祉部こども家庭課	課長 榎引勝己、主査 剣持司
保健福祉部こども相談センター	センター長 上ヶ島浩幸
株式会社ぎょうせい	北海道支社 細谷朋浩、 研究員 須藤智恵美

傍聴者 なし

【1 開会】

○事務局（大西主査）

みなさまおはようございます。

お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

事務局の子育て支援課の大西でございます。

定刻となりましたので、これより平成 26 年度第 3 回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。

まず、事前配布資料の【資料 1】石狩市子ども・子育て支援事業計画素案はございますか。

ご確認をお願いします。

本日の会議は 2 時間を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の出席状況をご報告いたします。

石狩市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は議員の半数以上が出席しなければ開くことができないとされておりますが、本日は委員 12 人中 8 人の方にご出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

続きまして、開会にあたり坪田会長からご挨拶いただき引き続き会議進行をお願いしたいと存じます。

【2 会長挨拶】

○坪田会長

みなさんどうもおはようございます。

いよいよ冬ということで冬支度を急がなければならないような季節、天候の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは会議を進めさせていただきます。

今日は事業計画の素案についての審議になりますので、みなさんよろしくお願ひいたします。

【3 議題（1）石狩市子ども・子育て支援事業計画素案について】

○坪田会長

それでは、（1）石狩市子ども・子育て支援事業計画素案について、事務局からご説明お願ひいたします。

○事務局（山本主任）

みなさんおはようございます。

子育て支援課の山本です。

私から石狩市子ども・子育て支援事業計画素案についてご説明いたします。

石狩市子ども・子育て支援事業計画は、平成 27 年度 4 月からスタートする子ども・子育て支援新制度にかかる市町村計画で、根拠法令は子ども・子育て支援法になります。

こちらに、石狩市の子どもの総合計画として位置付けて進行してきたこども・あいプランの考え方を継承し、子ども・子育て支援関連施策を幅広く掲載した計画となっております。

それでは、【資料 1】石狩市子ども・子育て支援事業計画素案をご覧ください。

【資料 1】石狩市子ども・子育て支援事業計画素案（第 1 章から第 4 章まで）
について説明

○坪田会長

はい。一度第4章で区切っていただきましたので、第1章から第4章につきまして、ご質問ご意見あればお願いします。

○藤原委員

29ページの「子どもと家庭の救済・支援」という表現ですが、物事の順序として支援が先であって、その後に救済があった方がよいと思いました。

それから30ページですが、基本目標を実現するための支援体制図の中に、「幼稚園・保育所」、「認定子ども園」、「小・中学校、高校」「放課後児童クラブ」などがありますが、その中に児童館の存在が入っていないというところで、「その他サービス事業所」の中に含まれているのかもしれませんが、児童館は親の都合でなくて子ども自身の意思で遊びに来るところなので、その位置付けについて検討していただきたいと思います。

○坪田会長

それでは事務局の方からお願いしたいのですが、29ページの救済・支援という部分で、どのような内容を救済と位置付けているのかということを含めて説明をお願いしたいと思います。

○事務局（池田課長）

藤原委員のご指摘につきましてお答え申し上げます。

この救済という言葉につきましては、順序も含めて先に持ってくるべく特別な理由などがなく、こども・あいプランの文言を継承させていただいているところでございます。

こども・あいプランでは「基本目標Ⅱ子どもと家庭の救済・支援」という言葉を使っていたこともあり、この言葉をそのまま使ったところでございます。

今の藤原委員のご意見につきまして、この文言の使い方について、新しい計画ではどのようにするべきかというのは検討しなければいけないと考えております。

前回の計画自体が、策定する際に多くの委員の方々のご意見もいただいた中で決定してきたこともあり、この救済という言葉には何らかの意味もあろうかと存じます。

当時の背景等を調べさせていただきまして、各委員の方々にお答えをさせていただきたいと考えております。

現状において明確にこのことにお答えできる状況にないことをお許しく下さい。

それから2番目の児童館の件につきましては、ご意見を真摯に受け止めさせていただきまして、この図の中に加えることを前向きに検討させていただき、この部分につきましても後日ご連絡させていただきたいと存じます。

○坪田会長

はい、よろしいですか。

他にご質問ご意見ありませんか。

○三浦委員

29ページの基本目標の「1子育てにやさしいまちづくり」のところの下から3行目の「緊急時にお

けるサポート体制の強化を図ります。」という表現に対する説明が、66 ページの「I-3 仕事と子育ての両立支援」の「2) 緊急時のサポート体制の整備」になると思うのですが、整備なのか強化なのかというところで、この辺は前のこども・あいプランと変わりがない気がするので、どのようにこれから整備や強化をされていくのかお聞きしたいと思います。

○事務局（池田課長）

29 ページで強化にして 66 ページで整備にした特別な意味というのは、説明できないところでございます。

基本的には計画年次 5 年間の中において現状維持のまま進めることをよしとするつもりは毛頭ございません。

そういう意味では 29 ページの強化という言葉も 66 ページにおいても使いたいと考えます。

この部分については改めて文言整理させていただきます。

それから三浦委員から確認を求められました、これまでと同じ内容ではないかという部分につきましては、表現的にはさほど変わっていないことはその通りでございますが、これまで各施策事業について行ってきた PDCA サイクルの中で改善が必要な部分については改善してきたということの評価をいただきながら、今後の 5 年間の中で必要に応じた強化を行うつもりでございますので、それをしっかり計画上に表現するために、66 ページの体制の整備というところも強化という形で訂正したいと考えております。

○事務局（沢田部長）

補足させていただきます。

この緊急時の対応ということでは、平成 25 年度からファミリー・サポート・センター以外に、札幌市の児童養護施設と委託契約を結び、双方特徴のあったショートステイ事業を行い、実際利用日数が増えているところです。

そういう部分では、整備のメニューの中にファミリー・サポート・センターだけでなく児童養護施設という言葉も入れておりますので、その部分も勘案しながら再精査をさせていただきたいと思っています。

○坪田会長

私の中では、整備というのはこれから何かを始めていくことだと認識しています。

ファミリー・サポート・センターや病後児保育は以前から行っていますし、昨年からは養護施設への委託も行っているのであれば、ここは整備ではなくて充実や強化といった文言にした方が分かりやすいと思いました。

○事務局（池田課長）

全体を通じてこの辺の言葉の使い方を整理させていただきます。

○坪田会長

はい、分かりました。

他にご意見ご質問ありませんか。

○三浦委員

28 ページの「3-3 基本視点」で「石狩らしさ」という表現がありましたが、これはこども・あいプランでも記載されていましたか。

○事務局（池田課長）

記載してございます。

○坪田会長

他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、第 5 章からの説明をお願いします

○事務局（山本主任）

それでは、続きまして後半の部分の第 5 章と第 6 章について説明させていただきます。

【資料 1】石狩市子ども・子育て支援事業計画素案（第 5 章から第 6 章まで）
について説明

○坪田会長

はい、それでは第 5 章と第 6 章についてのご質問ご意見ないでしょうか。

○岩尾委員

70 ページの「2）障害児通所支援の充実」の害は、漢字の害で良いのでしょうか。

○事務局（山本主任）

この名称については、法律で漢字での表記になってございますので、事業計画でも漢字にしております。

○坪田会長

70 ページの「Ⅱ-2 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援」の方は平仮名になっていますね。

○事務局（山本主任）

大項目につきましては計画上の表記になりますので平仮名を使っています。

障害児通所支援という項目につきましては、法律の名称となりますので漢字で表記しております。

○坪田会長

はい、ありがとうございます。

62 ページの「2）子どもの安らかな発達の促進と育児不安の軽減」の「安らか」という表現はよろしいでしょうか。

健やかな発達というのはよく聞きますが、あまり安らかな発達というのは聞いたことないので、確認させていただきます。

○事務局（池田課長）

こども・あいプランでも使っていますが、無理して踏襲するつもりはありませんので、安らかな以外の形容詞を考えて行きたいと思います。

○坪田会長

はい、ありがとうございます。
その他ございませんか。

○藤原委員

45 ページですが、地域子ども・子育て支援事業の「1.利用者支援（新規）」のところで、「相談員1名を配置することを検討します。」という記載がありますが、これは市役所に配置することで考えているのでしょうか。

それから 46 ページの「2.地域子育て支援拠点事業」のところで、「アクセスのしやすさや周知方法などの改善を検討します。」という記載がありますが、地域子育て支援拠点をこれから増やすなどの具体的な方策がない中で、例えば、3日型のところを5日型や6日型にするなどの方策を考えているということなのでしょうか。

また、56 ページの「11.放課後児童クラブ」のところで、「利用対象を拡大していきます。」と記載がありますが、平成 27 年度から希望があれば 6 年生まで受け入れるということでしょうか。

来年 1 月には平成 27 年度の利用募集をしなくてはなりませんから、そういう整備などの考えはどのようにになっているのかお聞きしたいです。

一人あたりの面積や、高学年を受け入れる場合の場所の確保がどうなるのか。

現在は児童厚生員の資格を持っていない指導員が多いので、人的な確保方策なども含めてお聞きしたいと思います。

○坪田会長

それでは、45 ページのところからお願いします。

○事務局（池田課長）

まず 45 ページの「1.利用者支援（新規）」でございますが、現在、具体的な選択肢としていくつかの案を用意してございまして、市役所内において情報交換をしている段階でございます。

また、予算が発生するケースもあり得ますので、この部分について調整しているところでございます。

藤原委員のイメージの中にございます市役所の窓口において職員の配置という部分も選択肢の一つとしてあり、その職員も正職員、非常勤職員などといった選択肢もあるということをお答えしてお伝えいたします。

いずれにしても平成 27 年度の予算編成の過程の中で現在は動いているということをお答えしたいと存じます。

それから 46 ページの「2.地域子育て支援拠点事業」のアクセスにつきましては、ご指摘のとおりでございます。

アクセスという言葉の中に物理的なアクセスだけではなく、情報入手のアクセスという意味合いも

込めたつもりでございますが、ちょっと無理があったかなというのを今感じているところであります。

もちろん、この利用者の方々が物理的にアクセスしやすいための施設配置というところは十分検討されなければならないところでございますが、現状の中では現体制の中で進めていくわけでございますので、どうしても矛盾と感じられる部分は否めないと思いますので、アクセスという言葉について改善させていただきたいと思います。

それから 56 ページの「11.放課後児童クラブ」の件でございます。

小学校 6 年生まで拡大するということにつきまして、現状の児童クラブの利用状況でございますが、この計画の中で表現しておりますとおり、定員が 510 人という中で、実際の登録児童数が 433 人という現状でございます。

現段階において待機児童はございません。

しかしながら、花川小学校区の花っ子クラブは 40 人定員でございますが、現在は定員を超えて受け入れている状況でございます。

また、緑苑台小学校区のどんぐりクラブにおきましても、25 人定員のところ、現在 26 人受け入れている状況であります。

このように、全体では登録児童数は定員以下となっておりますが、この事業の特性といたしまして、小学校区の範囲で事業を展開していかなければいけないわけで、教育・保育区域だけで考えてよしとすべきではないと考えております。

今後の見込みでございますけれども、前半の部分でご説明させていただきましたが、やはり児童クラブの見込量は平成 27 年度において、現在の推計では低学年は 395 人、高学年は 149 人と推計させていただいており、トータルで石狩地区におきましては 544 人となります。

もちろん定員は超えてございますけれども、現施設で定員の 1.2 倍を目途にした受け入れを行い対応していきたいと考えています。

そうした中で、将来的に定員の 1.2 倍を受け入れても確保できない可能性がある校区が、花川小学校、花川南小学校、双葉小学校と 3 校区ございます。

また、紅南小学校、緑苑台小学校の 2 校区は定員の 1.2 倍を受け入れることで確保できると予測してございまして、その他の石狩小学校、南線小学校、八幡小学校の 3 校区は定員内で確保が可能であると考えているところであります。

先ほどの利用者支援と同様に、この放課後児童クラブにつきましても、平成 27 年度当初からの対応が必要であると考えてございまして、現段階でいくつかの選択肢を市役所内で協議しており、具体的には先程申し上げましたとおり、予算編成の中で選択肢の詰めをさせていただきたいと考えているところであります。

○坪田会長

はい、いかがでしょうか。

○藤原委員

もうひとつお聞きしますが、石狩市全体で平均すると需要と供給のバランスが取れるということですが、八幡や親船などの定員に達していないところと花川地区などの定員の 1.2 倍で受け入れているところがあるということは認識されていますよね。

それから高学年まで受け入れる場合に、各学年まんべんなく受け入れていくのか、それとも優先順位をつけて受け入れていくのかお聞きしたいと思います。

○坪田会長

はい、事務局お願いします。

○事務局（池田課長）

まず、先程お答え申し上げましたとおり、石狩市全域において数字では帳尻がみついていますよというつもりは毛頭ございません。

藤原委員もよくご存じのとおり、この事業は最低でも小学校区において判断しなければいけないと考えております。

そうした中で、この児童クラブの見込みは平成 27 年がピークと考えております。

前回の会議の中でもご意見をいただいたとおり、事業の提供という部分については、その時点時点において提供が必要であるということ、こうした事業の性質を考えた上でしっかり対処していただきたいということでしたので、私どもは平成 27 年がピークであることを十分認識した上で、現在いくつかの選択肢を持って予算を組み立てたいと考えているところであります。

その選択肢の中で、どうしてもその事業の拡充が困難である地域というのも現実的にはございます。ただし、私どもは基本的に子どもたちが生活する場の確保、これはハードウェアの部分もありますし、それから指導員の方々の人数、そしてスキルの向上も含めた研修、こういったところも含めて必要である部分について行っていかなければいけないと考えてございます。

残念ながら現段階で、市役所の中における具体的な議論がまだ進んでいない段階でございますので、この場において具体策をお示しすることはできませんが、保健福祉部といたしましてはピークと考えている平成 27 年度におけるいくつかの対策を行わなければいけないということと、その実現に向けて調整中であるということをお答えさせていただきたいと思います。

○坪田会長

この放課後児童クラブの一人当たりの面積基準はどのようになっているのでしょうか。

○事務局（池田課長）

はい、放課後児童クラブの一人当たりの面積基準は 1.65 平方メートルとなっております。

現状において、全ての放課後児童クラブで 1.65 平方メートルは確保できています。

そして、利用見込みが増えて行く中でも、この 1.65 平方メートルという部分については守らなければいけないと考えておりますが、それが可能である放課後児童クラブと可能でない放課後児童クラブがございますし、この辺のバランスというの考えなくてはいけない中で、平成 27 年のピークの段階では少し弾力的に運用しなければいけないことも想定しているところであります。

○近藤委員

国からの通知にある基準ということですよ。

○事務局（池田課長）

そのとおりです。

9月議会で条例制定いたしました。

そして、その条例に合わせた規則の中で、一人当たり 1.65 平方メートルと 1 ユニット当たり 40 人以下、この部分については原則守っていきますとしています。

しかしながら、物理的に不可能な小学校区も当然出てくるものと予測していることもありまして、私どもの対策がうまくいかなかった場合のことを考えますと、一部弾力的にという表現を使って、いま関連の条例規則については整備されているところでございます。

○近藤委員

では、国から通知を踏まえて、利用対象を高学年まで拡大していくということになるのですね。

○事務局（沢田部長）

放課後児童クラブの場合は平成 27 年をピークにして、どんどん子どもの数が減っていきます。

これは人口流入施策を行わない限り、市内の女性の人数を考えると現実的に絶対減っていきます。これを見定めると、平成 27 年度を乗り越えれば何とか既存施設で対応していけるというところもありまして、国から定められた基準の中には、従うべき基準と参酌すべき基準があり、それらを尊重して市町村で柔軟に定める基準を織り交ぜながら条例を作っています。

この平成 27 年度、平成 28 年度の対策も含めて、面積基準や 1 クラブ当りの人数基準については若干弾力を持たせて、当面の間は対応していきたいと思えます。

その辺については、実際に利用の応募があった中でどういう判断をしていくかになりますし、現在利用されているお子さんは優先度を高くすることや、低学年から順に優先度を決めていくことなどの対応を考えています。

ニーズ調査の結果では若干の待機が出ることになっていますが、そういう場合の方策を、例えば児童館を使うだとかさまざまな形で子どもの居場所対策について考えて行かなくてはいけないと考えています。

○坪田会長

切れ目のない支援ですね。

たとえば、現在の 3 年生がこの先もずっと利用するとしたら、利用人数は減らないですね。

そうすると、現在利用している子が優先となった場合には、新規の子が待機児童となり小 1 の壁の問題が出てきますよね。

新しく入ろうと思う子どもが入れないということが考えられるので、すごく難しい問題だと思いますので途切れないようにということで何とか平成 27 年度対応していただければと思います。

○事務局（池田課長）

現利用者の優先という部分につきましては、決して 3 年生が来年 4 年生になったときに、そこを優先するというのではなくて、現実的に考えていますのは、低学年から優先度合いは高くなるという中で、どうしても高学年の方で希望されても利用できない可能性というのは否定できません。

それは、小学校 1 年生と小学校 4 年生の児童とを考えたときには、優先度は違ってくると考えてお

りますので、決して新1年生が優先度合いが下がるということではないということだけは申し上げさせていただきますと思います。

○近藤委員

確認ですけど、いずれにしても平成27年度から6年生まで募集するということですか。

○事務局（池田課長）

この募集については、現段階では正確なことを言えば決着はついていません。

まず法律で拡大することが決まっていることと、国の方からは必ずしも実施しなさいという言い方ではないこと、地域の状況で全てのニーズを確保できる状況があるかないかということについては幅を持たせてきているところもありますので、石狩市としてどこまで確保できるかという部分につきましては、総合的に検討しベストな選択をしていきたいと思っております。

○三浦委員

今の続きのところですが、募集方法については、例えば高学年に関しては若干名だとかというイメージでしょうか。

○事務局（池田課長）

小学校区において十分定員の中で6年生まで受け入れることが可能なクラブもあり得ると思っております。

そういう意味では、募集の段階の要件をひと括りにすべきではないと思っております。

つまり6年生までは利用希望は受け付けさせていただいて、そしてその中で一定程度優先度合いを考えた上で利用を認めさせていただきたいと思っておりますので、来年1月から開始する募集につきましては、まず、6年生まで拡大しますということを前提として、募集受付をさせていただきたいと、考えているところであります。

○納谷委員

高学年と低学年では遊び方も違ってくると思いますが、放課後児童クラブに入会した後、例えば別々に過ごすのかなど、子どもたちがどのように過ごすのか気になりました。

それから、例えば町内会の会館や学校の中などで、放課後の子どもの居場所があるといいと思えました。

○事務局（池田課長）

高学年まで受け入れることになることのマイナス要因という部分は、十分承知しているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、子どもたちの安全安心な生活の場所をどのように提供するかという観点におきますと、やはり低学年と高学年が一緒になることの危険性という部分については、何らかの対応をしないといけないと思っております。

可能な限りという部分では、いくつかの方策を視野に入れているところではございますが、先程の計画全体の説明の中でお伝えした異年齢交流という考え方、これは普通のご家庭の中において

も、また集団生活である学校においても、効果や必要性については、委員のみなさまもご認識されているところだと思います。

この放課後児童クラブ事業というのを、ひとつのサービスの提供事業と特化するのであれば、そこで細かな制限を付けて必要な提供サービス内容というのを、厳しくしなくてはならないと承知していますが、子ども達の生活の場というところから考えますと、ある程度の幅というのは、決してマイナス要因ではないと考えております。

当然、違う学年の人と交流することがいやだとか、いろんな意見があると思いますが、行政といたしましては、生活の場の中で児童が健やかに成長していく過程の中では、異年齢との交流の機会というのは当然あるべきであると考えておりますし、あとは危なくないための措置ができるかどうかだと考えておりますので、子どもを単に預かるという事業だけではではない性質を持っている、この放課後児童クラブ事業であることを十分認識して実施していきたいと思っております。

この危険性については、当然リスクというのは承知しておりますので、このリスク回避の措置について現在も検討しているということをご承知いただきたいと存じます。

○坪田会長

6年生まで受けるというところはサービスの拡大になりますが、それに伴って質の低下が起きないようにしていただきたいということですね。

待機の問題、面積の問題、たくさんの問題を抱えた非常に課題である事業だなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○青木委員

異年齢交流という点で、常に毎日の状態の中で1年生と6年生と一緒に過ごすというのは現実的には難しいのかなと考えています。

運営の仕方の中で、私どもの場合は少し場所が狭いこともあるのですが、1年生から3年生まで定員の1人オーバーの26人がいます。

その中で6年生まで受入れとなった場合の場所の確保や1日のプランを立てるというのは、現段階では難しいのかなと思います。

ですから、6年生まで受け入れることになるのであれば、場所などのハードの確保を考えて行くべきだと思います。

放課後児童クラブと市の話し合いや具体的に現場を見た中で、今の現状がこうだから受け入れできるところと、受け入れできないところを考えていき、お互いが十分に理解した中で利用方法を考えていただければと思います。

○近藤委員

藤原委員が先程おっしゃられた資格の問題ですとか、そういうところにもちょっと切り込んでいかないとだめなんだと思います。

高学年を受け入れるということになると、最低限、学習指導なども必要になるでしょうし、指導員の資格の問題にも関わってくるでしょうし、予算編成などの関係はあると思いますが、そこら辺のところを事前にきちんと整備した上で実施していかなくてはならないと思います。

6年生まで希望がある限り受け入れることはいいことだと思います。

小さい子も大きい子も異年齢の中でいろいろな刺激が出てきますし、そういう観点からも、単なる放課後の数時間の預かりという事業ではなくて、教育・保育の延長なんだという前提で考えると、決してマイナスではなくて、積極的にやるべきだと思いますので、市役所も事前に適切な環境整備を行っていただければと思います。

○岩尾委員

子どもたちの受け入れは、放課後児童クラブとだけしか考えられないのでしょうか。
例えば町内会館、先ほど納谷委員もおっしゃっていましたが、会館は余り利用されていない感じがして、例えば会館を利用させてもらい子ども達にとって安全な場所を確保してあげることではできないのでしょうか。
保護者としては安全な場所を用意していただければ嬉しいと思います。

○事務局（沢田部長）

子どもの居場所、特に放課後児童クラブの場所としては、学校がベターだと思っています。
学校は体を使う広い体育館とセキュリティの整った施設ということになりますが、しかし、人口減少している状況でもなかなか余裕教室がないという現状です。
特に南線小学校などのマンモス校だと、年々働くお母さん方が増えて放課後児童クラブの利用も増えていまして、パストラル会館という樽川の町内会の会館を借りていました。
様々な手続きを経てやっと借りることができたのですが、そこも一杯になってしまい樽川浄水場を改修した放課後児童クラブを開設しました。
この時に別の会館も検討したのですが、借りるとなると定時利用になるので、町内会の方が使いたいときに使えないということがネックとなり断念しました。
ですが、近くの会館で子どもを預かるというのはすごくいいことですし、計画の30ページに記載しました地域包括ケアシステムの考え、これは高齢者、子ども問わず地域の方々のご支援による拠点づくり、居場所づくりを計画のひとつの視点に捉えていますので、保健福祉部だけでなく、町内会との連携もしながら居場所づくりを推進したいと思っています。
これは子ども達だけではなく、高齢者の方々、障がい者の方々にとってもいいことです。
こういうようなことも含めて我々は計画の中で、仕組みづくりを熟成していきたいと考えています。

○納谷委員

お願い事ですが、心の問題を抱えている子どもが結構多いので、特に高学年になると誰にも話せないということも出てくると思いますので、小学校の臨床心理士の方などに児童館を回ってもらったりして、相談できる体制を整えてほしいと思います。

○事務局（池田課長）

納谷委員のご指摘につきましては、現状の中において、まず現場の指導員の方々が気付かれた際には、小学校の担任の先生との連携ですとか、当然保護者との連携ですとかを行い対応しています。
これが高学年まで受け入れることになると、現場の指導員の方々にはそういったスキルというの

は一層求められる可能性もございますし、その際には、やはり行政としましても納谷委員のご提案のような、さまざまなカウンセリングができる方との連携ですとかは、これまで以上に考えて行かなければいけないと認識しております。

○坪田会長

ありがとうございます。

他にございませんか。

藤原委員がご質問なさった 45 ページの利用者支援の相談員 1 名については、国からの支援はあるのでしょうか。

○事務局（池田課長）

はい、ございます。

今回の新制度において国の新事業として打ち出しておりますので、一定程度の財源措置はございます。

消費税の問題もございますが、このことにつきましては、そういったことは抜きにしても、我々とすればニーズに応じたサービスの提供ということはしっかり計画の中で書き込み、そして実現に向けて努力するという意思を込めた表現にさせていただいております。

○坪田会長

はい、他にございませんか。

○近藤委員

今後の施策展開に関してですが、将来的に平成 28 年度以降のことで、来年 4 月から始まる新制度の中で、教育・保育の提供体制に関係する全ての幼児を等しく同じ条件で教育・保育を受けられるようにという観点からなのですが、保護者負担の問題で、現状の幼稚園児が新制度では 1 号認定になりますが、住民税の所得割により 5 段階に分かれていますよね。

それから保育所の 2 号 3 号認定になると、市の独自の基準があつて 20 段階に細かく分かれていますね。

この区分を最低限等しく同じ環境で同じ条件で、それぞれのご家庭の経済負担ということを考えていただきたいと思います。

ですから、これは私ども幼稚園振興会としても、別の機会に改めてお話をさせていただきたいと思っておりますが、最低限国の基準として出ている段階位までは整理してほしいということ、保護者の立場から代弁させていただきます。

○事務局（沢田部長）

今回の利用者負担の関係については、今までそれぞれの管轄が文部科学省と厚生労働省でしたので、就園奨励費の制度と保育料の制度とイコールに結び付いていませんでした。

平成 27 年度以降、利用者負担が一定の所得階層別に負担が決まるという中で、今回我々がお示しさせていただいている段階は、保育園と幼稚園の保育料の段階の数が全く違うということですが、これは幼保一元化、認定子ども園制度も含めて、今後煮詰め直していかなくてはならないと

考えています。

社会保障負担というのは、例えば保育料と介護保険料など部門が分かれているからまったく議論されませんが、全体で考えるとある程度整理すべき国の課題だと思います。

先程近藤委員のおっしゃった部分については、十分私どもも理解はしているつもりですので、今後検討を重ねて行きたいと思います。

○坪田会長

はい、分かりました。

他にございませんか。

○藤原委員

それでは文言のことでお伺いしたいことがあります。

77 ページの思春期の子どもの居場所づくりのことなんですけど「中高生への児童館開放」ですが、この事業は昨年度で終了したと思いましたが、今後継続するというのでしょうか。

おおぞら児童館と花川北児童館は場所が狭いので行っていませんが、花川南児童館とこども未来館あいぽーとについては、時間を延長して中高生に対応しています。

そのような中で、更に中高生が児童館に行くように進めるのであれば、開放という言葉はすこし違うのかなと思いました。

○事務局（池田課長）

藤原委員からご指摘のございました「2）思春期の子どもの居場所づくり」の「中高生への児童館開放」でございますが、これまで市の方は子どもの居場所づくり推進委員会という学校の先生や、関連団体の方々に委員になっていただいて、居場所づくりを推進する事業をさせていただきました。

事業内容としましては、児童館において中高生が居場所として児童館を使えるような雰囲気作りということで講座などを実施してきました、一定程度の成果があり、委員会自体は発展的解散をさせていただいているところでございます。

しかしながら、この事業内容は継続していくべきと考えており、平成 26 年度からは市の直営事業として児童館を中心に、イベントや講座などの事業を継続しているところでございます。

これは今後も必要だという認識を持っていることもございまして、今回の計画に入れさせていただきました。

ただ、確かに開放という言葉については検討が必要だと私どもも今感じましたので、藤原委員のご指摘、受け止めさせていただき、開放という表現を精査させていただきたいと存じます。

○坪田会長

この事業計画では、切れ目がない支援の一番最初が妊娠からとなっておりますが、やはり次世代の親という部分も入れないと、5 年後には 300 人位の子どもが減っていきますというのを黙って見ているわけにはいかないので、どうしたら若い人たちが石狩市に住んでくれるのかですとか、少子化は子どもを産む産まないという前に、晩婚だったり未婚だったりというところも問題ですので、晩婚未婚そして高齢出産といった根本的な部分の検討がないのでは、総合的な子どもと子育て

て支援の計画の中で切れ目がないとは言えないのではないかと思います。

○事務局（沢田部長）

この子ども・子育て支援事業計画の中でどこまで盛り込めるかという部分になると思いますが、今、坪田会長がおっしゃられたことは、市の総合的な施策がベースでないと、人口流入ですとか、今いる女性が第2子、第3子を産むというような施策を展開できないと考えています。

来年度、市の総合計画が改定になります。

これは5カ年計画になりますが、その中でしっかり戦略的な計画を立てて行くということで市役所内では合意しています。

みなさんご存じのとおり、石狩市湾新港では電力やインフラ整備などのさまざまなことが展開されていまして、今後、ますますの期待がかかります。

今民間サイドではありますけども樽川地区で約300区画の新宅地造成もスタートしています。

子どもが小さい時は色々な子育て環境の財政的な支援があるので石狩市で産みます育てます、大きくなったら家を建てるのに他市町村に行きますとにならないように、さまざまな複合的な要素で、石狩市に住んで働いて子育てをするというような定着型の施策を展開していかないといけないと思っています。

現在、これらを踏まえ総合的に検討していますので、子ども・子育て支援事業計画の中では具体的に触れていないことをご理解いただきたいと思います。

○坪田会長

はい、分かりました。

他にありませんか。

○三浦委員

81ページの「3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」のところで、先程坪田会長がお話をしていただいていた妊娠する前からという部分で、ここがすごく大事になってくると思いました。

今回の追加事業で「学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取り組み」がありましたが、例えば中学校で中学生と乳幼児と一緒に過ごす体験をすることで、性に関していつくしみ、愛情持つことができたりしますので、この辺を実現できるように検討してほしいと思います。

それと人口の流出という部分で細かいことですが、やはり子どもが高校の進路を選ぶ時に、石狩市から札幌市の高校に行くとなると交通費がかかるので、引越しを選択した人を何人も見ています。

そこから呼び戻してくる、結婚したら石狩市に戻ってくるような魅力あるまちづくりをしていただきたいと思います。

○坪田会長

はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

よろしければ今日の議事について終了させていただきたいと思います。

【4その他 (1) 事務局より事務連絡】

○坪田会長

それでは、次回の日程などについて事務局お願いします。

○事務局（大西主査）

次回日程につきまして、事務局では12月17日水曜日午前10時からを考えていますが、ご都合悪い方がいらっしゃいましたら確認したいと思います。

みなさんいかがでしょうか。

内容については、本日に引き続き事業計画素案について、最終的な確認をさせていただきたいと思います。

本日いただいたご意見を事務局の方で内容精査させていただきますので、それについての確認をお願いしたいと思います。

今後の日程として、年明け1月にはパブリックコメントの手続きを行い、最終的には3月に事業計画として決定する予定でありますので、このあたりについても再度、最終的なお話をさせていただきたいと考えています。

また、事業計画素案ですが、気になる点がございましたら随時事務局までご連絡願います。

○坪田会長

それでは全体を通して何かございませんか。

ないようであれば会議を締めさせていただきます。

ご苦労様でした。

平成26年12月1日議事録確定

石狩市子ども・子育て会議

会 長 坪 田 清 美